

# 鳥取県緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール募集要領

## 1 目的

児童生徒が緑化ポスター原画を作成することにより、国土緑化の重要性を認識し、県民の緑化意識を高めることを目的とする。

## 2 主催

鳥取県

公益社団法人鳥取県緑化推進委員会

## 3 後援

鳥取県教育委員会

## 4 原画の内容及び規格

- (1) 図柄は自由とするが、国土緑化の意を表し、特に植樹及び森林・樹木の保護・保育または環境緑化意欲の高揚を強調したものであること。
- (2) 表現する画材はクレヨン、パステル、アクリル、水彩用絵の具（貼り絵を含む。）とし、他の絵を汚損するおそれのある油絵の具等は用いないこと。なお、貼り絵の場合には、確認用の原画カラー写真（サイズは原画の1/2以上）を添付すること。
- (3) 原画には文字を挿入しないこと。
- (4) 創作に限る(AIで描いたものは不可)。
- (5) 使用する用紙は画用紙（ケント紙を含む。）又は紙製ボードで、サイズはB3判（縦51センチメートル、横36センチメートル）を原則（ただし、特別の理由があれば、四ツ切（縦54.5センチメートル、横39.4センチメートル）でも可）とし、縦画（たて長）とすること。なお、パネルは用いないこと。
- (6) 用紙の裏面には、画題、都道府県名、学校所在地（郵便番号、電話番号を付記すること）、学校名、学年、氏名を明記し、ふりがなをつけること。  
また、可能であれば、制作の意図を簡潔に記載すること。

## 5 応募資格

鳥取県内の小・中・義務教育・高等学校及び特別支援学校の児童生徒

## 6 募集期限及び送付先

学校長は、次の期限までに送付先に作品が到着するよう送付すること。

(1) 送付期限 令和5年9月8日（金）

(2) 送付先

○公益社団法人鳥取県緑化推進委員会 鳥取県農林水産部森林・林業振興局内  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 （電話0857-26-7416）

○東部農林事務所八頭事務所農林業振興課  
〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家100 （電話0857-72-3817）

○中部総合事務所農林局林業振興課  
〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2 （電話0858-23-3181）

○西部総合事務所農林局農林業振興課

〒683-0054 鳥取県米子市糺町1丁目160 (電話0859-31-9681)

○西部総合事務日野振興センター 日野振興局農林業振興課

〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨140-1 (電話0859-72-2020)

## 7 県審査及び表彰

(1) 審査者 県内画家等 (3名)

(2) 審査会及び結果の発表 令和5年10月上旬

(3) 表彰

表彰の種類		対象学校	表彰点数
入選	鳥取県知事賞	小・中・高	各1点以内 (賞状、副賞5千円 相当の図書カード)
	鳥取県教育委員会教育長賞	〃	各1点以内 (賞状、副賞5千円 相当の図書カード)
	公益社団法人鳥取県緑化推進委員会 理事長賞	〃	各1点以内 (賞状、副賞5千円 相当の図書カード)
佳作		〃	各若干 (賞状、副賞1千円 相当の図書カード)

(4) 参加賞 応募者全員に記念品(県産スギものさし)を贈呈する。

(5) その他

県入選作品の著作権は県に属し、作品は自由に利用させていただくこと。(中央審査入選作品を除く。)

## 8 中央審査

(1) 県入選作品のうちから、優秀なものを小・中・高校別に各3点以内選び、公益社団法人国土緑化推進機構の中央審査に提出する。なお、提出した作品は原則として返却しない。

(2) 中央審査により特選、準特選、入選が選ばれ、賞が贈られる。特選作品のうちから令和6年用の国土緑化運動及び育樹運動ポスター各1枚が作成される。

なお、中央審査入選作品は、緑化思想の普及を図るため、ポスター以外にも使用されることがある。

(3) 中央審査入選作品の著作権はすべて公益社団法人国土緑化推進機構に帰属する。

(4) 中央審査により選ばれた作品は、第74回全国植樹祭で表彰状を交付する予定。